

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十七年五月一日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 恩 田 雅 明

	第一号	指定番号
	建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定に係る 道路の種類
	平成二十七年四 月九日	指定の年月日
	埼玉県大里郡寄居町大字富田字東伴場地千六百 七番一	指定に係る道路の位置
	三十四・九メートル	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
	五・〇〇メートル	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)